

2026 年度日本学生支援機構給付奨学金 特定親族等に係る申告について

■ 概要：

令和 7 年度の税制改正により、学生世代（2025 年 12 月 31 日時点で 19 歳～22 歳または 18 歳早生まれの者）のうち年収 123 万円超 160 万円以下（合計所得 58 万円超 95 万円以下）の特定親族等も、別途申告を行うことで奨学金制度における子どもの数の対象に含まれることになりました。

2025 年 12 月 31 日時点で 19 歳～22 歳のご兄弟姉妹がおり、新たに「扶養する子ども」の人数としてカウントできる可能性がある方につきましては、マイナンバーにより情報を取得し順次ご連絡を行っておりますが、2025 年 12 月 31 日時点で 18 歳早生まれのご兄弟姉妹がいる方につきましてはマイナンバーから確認を行うことができないため、ご自身で大学へ申告を行っていただく必要がございます。

■ 対象者：

下記①②の条件をどちらも満たすご兄弟姉妹がいる方

- ①2025 年 12 月 31 日時点で 18 歳早生まれ（2007 年 1 月 2 日～2007 年 4 月 1 日生まれ）
- ②2025 年中の年収が 123 万円超 160 万円以下（合計所得 58 万円超 95 万円以下）

参考：[「18 歳早生まれのきょうだい等に係る申告要否確認チャート」](#)

■ 提出書類：

- ①ご兄弟姉妹の令和 8 年度課税証明書
- ②ご兄弟姉妹と生計維持者の関係が分かる公的証明書類（住民票の写し、戸籍謄本の写し等）

※その他提出必要書類につきましては経済支援係窓口にてご記入いただきます。

■ 提出期限等：

提出期限：**2026 年 7 月 31 日（金） 17：00【厳守】**

提出先：学生支援課経済支援係窓口（学生センター2 階 ①窓口）

